

## 資料4

**水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と  
水域 PEC との関係及び基準値設定後の対応について**

**1. 基準値案と水域 PEC の関係**

評価対象農薬に係る、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 3-1～3-7 参照。）

**水域基準値案と水域 PEC の関係**

（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

| 農薬名     | 基準値<br>(案)     | 水田 PEC      |       |       | 非水田 PEC       |       |
|---------|----------------|-------------|-------|-------|---------------|-------|
|         |                | Tier1       | Tier2 | Tier3 | Tier1         | Tier2 |
| グルホシネット | 190<br>(7,300) | 3.9<br>(同上) |       |       | 0.013<br>(同上) |       |
| フェナザキン  | 0.37           |             | 対象外   |       | 0.0081        |       |

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

| 農薬名      | 基準値<br>(案)       | 水田 PEC       |                    |       | 非水田 PEC         |       |
|----------|------------------|--------------|--------------------|-------|-----------------|-------|
|          |                  | Tier1        | Tier2              | Tier3 | Tier1           | Tier2 |
| アラクロール   | 0.47<br>(4.7)    |              | 対象外                |       | 0.020<br>(同上)   |       |
| イソプロチオラン | 240<br>(920)     | 90<br>(同上)   | 22<br>( - )        |       | 0.095<br>(0.26) |       |
| フィプロニル   | 0.066<br>(0.024) | 0.30<br>(同上) | 0.010<br>(0.017)   |       | 0.020<br>(同上)   |       |
| ベンゾビシクロン | 2.0<br>(34)      | 4.5<br>(同上)  | 0.0048<br>(0.0045) |       |                 | 対象外   |
| ペントキサゾン  | 0.26<br>(0.79)   | 6.8<br>(同上)  | 0.025<br>(0.0344)  |       |                 | 対象外   |

網掛け：水域基準値案の10分の1以上のPEC

注：括弧内は前回審議での値

：事務局計算

**2. 今後の対応**

（1）基準値設定剤について

グルホシネート及びフェナザキンについては、水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

## （2）再評価対象剤

アラクロール及びイソプロチオランについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

フィプロニルについては、再評価による水域基準値の見直し後も水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下にならないため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。（詳細は、資料 7 参照。）

ベンゾビシクロンについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できるが、加水分解性が非常に高いにも関わらず、水道統計における水道の原水の水質調査において、水域基準値に近接する濃度が検出される地点が存在することを考慮し、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とする。なお、ベンゾビシクロンの水質モニタリング調査に際しては、主要な加水分解物も調査対象とすることも検討する。

ペントキサゾンについては、水域基準値の改正後も水域 PEC が水域基準値案の 10 分の 1 以下になることが確認できるが、過年度の農薬残留対策総合調査では、水域基準値を超過するデータが得られており、また、平成 17 年度の評価時に比べて近年使用量が増えている中、その後のモニタリングデータも十分に得られていないため、引き続き同調査の対象農薬とする。

### 【参考：モニタリングの状況】

#### 【グルホシネート】

グルホシネートについては、平成27～令和5年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた31,373地点中、1,797地点で検出された。検出された最高濃度は2.1  $\mu$ g/Lであり、水域基準値案(190  $\mu$ g/L)を上回っている地点はなかった。

平成19年度に報告された化学物質環境実態調査（暴露量調査・水質）によれば、調査が行われた60地点で検出された地点はなかった（検出下限値：0.010～0.670  $\mu$ g/L）。

令和26年度に報告された水環境中の要調査項目等存在状況調査によれば、調査が行われた20地点中、検出された地点はなかった（全て検出下限値(300  $\mu$ g/L)未満）。

これまでに実施された農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査及び公共用水域水質測定におけるデータは確認できなかった。

#### 【アラクロール】

アラクロールについては、以下のとおりのモニタリングデータが確認された。

平成27～令和5年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた31,373地点中、9地点で検出された。検出された最高濃度は0.3  $\mu$ g/Lであり、水域基準値案(0.47  $\mu$ g/L)を上回っている地点はなかった。

平成20年度に報告された化学物質環境実態調査（詳細環境調査・水質）によれば、調査が行われた12地点中、2地点で検出されたが、検出された最高濃度は0.031  $\mu$ g/Lであり、水域基準値案(0.47  $\mu$ g/L)を上回っている地点はなかった。

これまでに実施された農薬残留対策総合調査や水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。

## 【イソプロチオラン】

イソプロチオランについては、以下のとおりのモニタリングデータが確認された。

平成 16～18 年度、平成 20 年度に実施された農薬残留対策総合調査によれば、検出された最高濃度は  $0.42 \mu\text{g}/\text{L}$  であり、水域基準値案 ( $240 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回っている地点は認められなかった。

平成 27～令和 5 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 31,373 地点中、11 地点で検出されたが、検出された最高濃度は  $3 \mu\text{g}/\text{L}$  であり、水域基準値案 ( $240 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回っている地点はなかった。

平成 18 年度に報告された化学物質環境実態調査（暴露量調査・水質）によれば、調査が行われた 81 地点中、73 地点で検出されたが、検出された最高濃度は  $1.8 \mu\text{g}/\text{L}$  であり、水域基準値案 ( $240 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回っている地点はなかった。

平成 15～令和 4 年度に行われた公共用水域水質測定によれば、調査地点数(河川)14,988 件、(湖沼)630 件、(海域)1,664 件、計 17,282 件中 1 地点で要監視項目指針値 ( $0.04 \text{ mg}/\text{L}$  ( $40 \mu\text{g}/\text{L}$ )) を超過した検体 ( $0.055 \text{ mg}/\text{L}$  ( $55 \mu\text{g}/\text{L}$ )) が確認された。水域基準値案 ( $240 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回っている地点なかった。

これまでに実施された水環境中の要調査項目等存在状況調査のデータは確認できなかった。

## 【フィプロニル】( 詳細は、資料 7 参照。)

フィプロニルについては、以下のモニタリングデータが確認された。

平成 27 年度～令和 5 年度に実施された農薬残留対策総合調査等によれば、検出された最高濃度は  $0.024 \mu\text{g}/\text{L}$  であり、登録基準値案 ( $0.066 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回る地点は認められなかった。

平成 27 年度～令和 5 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 31,373 地点中、222 地点でフィプロニルが検出された。そのうち、水域基準値案 ( $0.066 \mu\text{g}/\text{L}$ ) を上回っている地点は 12 地点（平成 27 年度：2 地点、平成 28 年度：1 地点、平成 29 年度：4 地点、平成 30 年度 3 地点、令和元年度：2 地点）であり、検出された最高濃度は  $0.5 \mu\text{g}/\text{L}$  であった。

これまでに実施された化学物質環境実態調査や水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。

## 【ベンゾピシクロン】

ベンゾピシクロンについては、以下のとおりのモニタリングデータが確認された。

平成18年度に実施された農薬残留対策総合調査等によれば、検出された最高濃度は0.3  $\mu$  g/L未満であり、水域基準値案(2.0  $\mu$  g/L)を上回った事例は確認されなかった。

平成27～令和5年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた31,373地点中、8地点で検出された。検出された最高濃度は1.1  $\mu$  g/Lであり、水域基準値案(2.0  $\mu$  g/L)を上回った事例は確認されなかった。令和3年度に報告された水環境中の要調査項目等存在状況調査によれば、調査が行われた47地点中、検出された地点はなかった（全て報告下限値(1  $\mu$  g/L)未満）。

これまでに実施された化学物質環境実態調査及び公共用水域水質測定等におけるデータは確認できなかった。

## 【ペントキサゾン】

ペントキサゾンについては、平成17～19、23年度に行われた農薬残留対策総合調査によれば、水域基準値案(0.26  $\mu$  g/L)を上回った事例は4調査地点中1件であり、検出された最高濃度は0.59  $\mu$  g/Lであった。

これまでに実施された水道統計、水環境中の要調査項目等存在状況調査、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。